大阪ＳＲ一人親方建設部会
定　款　等　関　係　集

一人親方団体

大阪ＳＲ一人親方建設部会

〒５３０-００４３
大阪市北区天満２-１－３０
大阪府社会保険労務士会館　８階
電　　話　０６-４８００-８２３１
ＦＡＸ　０６-４８００-８２３２
e-mail　osaka-sr@beach.ocn.ne.jp

4.6.29
(5. 8. 16)

目　　次

1　大阪ＳＲ一人親方建設部会定款

2　一人親方特別加入事務処理規約

3　労働災害防止規程

4　大阪ＳＲ一人親方建設部会事務処理要項
　　（一人親方会員用）

5　大阪ＳＲ一人親方建設部会事務処理要項
　　（社会保険労務士会員用）

6　大阪ＳＲ一人親方建設部会事務補助費支給細則

7　大阪ＳＲ一人親方建設部会慶弔規程

大阪ＳＲ一人親方建設部会定款

大阪ＳＲ一人親方建設部会定款

第　１　章　　総　　則

（名称）

第１条　本会は、大阪ＳＲ一人親方建設部会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、大阪ＳＲ経営労務センター事務所内に置く。

第　２　章　　目　的　及　び　事　業

（目的）

第３条　本会は、会員及び会員の事業に従事する者の業務災害防止と福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次ぎに掲げる事業を行う。

（１）業務災害の防止等についての講習会、研修会の開催に関すること。

（２）会員が行う労災保険関係の事務処理に関すること。

（３）会員の福利厚生に関すること。

（４）その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第　３　章　　会　　員

（会員）

第５条　本会の会員は、本会の事業目的に賛同する建設の事業（土木、建築、その他の工作物の準備の事業をいう。）を行う一人親方（常態として労働者を使用しない事業を行う者。）で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県及び香川県のいずれかの府県に居住し、入会の手続きをした者とする。

（特別会員）

第６条　大阪ＳＲ経営労務センターの社会保険労務士会員及び社会保険労務士法人の社員会員は、特別会員とする。

ただし、特段の事情がある場合で会長が必要と認めた者（大阪府社会保険労務士会会員に限る）については特別会員とすることができる。

（入会）

第７条　本会に入会しようとする会員は、特別会員の承諾を得た上で別に定める入会届を提出し、大阪ＳＲ一人親方建設部会会長（以下「会長」という。）の承認を受けるものとする。

２　前項の承認を受けたときから会員となる。

３　本会への入会手続きは、別途「一人親方特別加入事務処理規約」に定める。

（退会）

第８条　会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した退会届を提出し、会長の承認を受けるものとする。

２　会員は、前項の承認を受けたときに、本会を退会する。

３　前２項の規定にかかわらず、会員が第３６条の規定する会費を滞納したとき、又は本会の会員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議を経て退会させることができる。

４　会長が、前項の処分を行うときは、本人の申し出により理事会において弁明の機会を与えなければならない。

第４章　役　　員

（役員）

第９条　本会に、次の役員を置く。

（１）　会　　長　　１名

（２）　副 会 長　　若干名

（３）　常務理事　　２名以内

（４）　会計理事　　１名

（５）　理　　事　　若干名（会長、副会長、常務理事及び会計理事を含む）

（６）　監　　事　　若干名

（役員の選任）

第１０条　理事（常務理事を除く）及び監事は、会員及び特別会員並びに大阪府社会保険労務士会会員の中から総代会で選任する。

２　会長は、理事の中から理事会で選任する。

３　副会長及び会計理事は、会長が理事会の承認を得て理事の中から指名する。

４　常務理事は、理事会の承認を得て会長が指名する。

５　理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１１条　会長は、本会を代表し会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し会務を行うほか、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理し、会長が欠けたときに職務を代行する。

３　常務理事は、会長の命を受けて会務を執行する。

４　会計理事は、常務理事の会計業務を補佐し職務を遂行する。

５　理事は、理事会の構成員となり、会務の執行に参画する。

６　監事は、会務の執行及び会計を監査し、総代会に報告する他、会議に出席してその職務に関して意見を述べることができる。

（役員の任期）

第１２条　役員の任期は、２年とし、就任後２回目に到来する通常総代会終了時までとする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任を妨げない。ただし、会長の任期は、３期を限度とする。

３　役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第１３条　役員は、諸法令に違反して行政官庁より処分を受けたときは、会長は理事会の議を経てこれを解任することができる。この場合において、当該役員に対して総代会又は理事会において弁明の機会を与えなければならない。

２　前項の規定により役員を解任したときは、会長は、これを次ぎの総代会に報告しなければならない。

第５章　会　　議

第１節　総　　則

（会議の種類）

第１４条　本会の会議は、総代会及び理事会とする。

（議事録）

第１５条　会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

２　議事録については、次ぎに掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員２名が署名押印しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　構成員の総数及び出席者数

（３）　会議に付された議案

（４）　議事の要旨

（５）　表決の結果

（６）　その他議長が必要と認めた事項

第２節　総　代　会

（総代会の種類）

第１６条　総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

（総代会の構成）

第１７条　総代会は、総代をもって構成する。

２　総代の定数は、１０名以上５０名以内とする。

３　総代は、各地域の会員及び特別会員の中から会長が委嘱し、その任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

４　総代に欠員が生じた場合は、その都度会長が補充委嘱することができる。補充のために就任した総代の任期は、前任者の残任期間とする。

５　総代は、役員を兼務することができる。

（総代会の開催）

第１８条　通常総代会は、会計年度終了後３月以内に開催する。

２　臨時総代会は、次の場合に開催する。

（１）　会長が必要であると認めたとき。

（２）　総代総数の３分の１から招集を必要とする理由及び議案を付して総代会招集の請求があったとき。

（総代会の招集）

第１９条　総代会は、会長が招集する。

２　総代会を招集するには、総代に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して、開催する日の１４日前までに文書をもって通知しなければならない。

３　前条第２項第２号の場合においては、会長は、請求のあった日から１月以内に総代会を招集しなければならない。

（総代会の表決権）

第２０条　総代会における表決権は、総代１名につき１個とする。

２　総代で総代会に出席することができない者は、予め、総代会の議決について書面により表決を委任することができる。この場合において、当該書面に賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。

３　前項の規定による書面は、本会へ提出することによって、その効力を発するものとする。

４　第２項の規定により表決を委任した者は、総代会に出席したものとみなす。

（総代会の議長）

第２１条　総代会の議長及び副議長は、出席した総代の中から選任する。

（議決の方法）

第２２条　総代会は、総代の２分の１以上が出席しなければ会議を開催することができない。

２　総代会の議事は、この定款に別段定めがある場合を除き、出席した総代の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前２項の規定にかかわらず、次条第６号に掲げる事項については、総代総数の３分の２以上の議決によらなければならない。

（総代会の議決及び承認事項）

第２３条　総代会は、次の事項を審議決定する。

（１）　事業報告及び事業計画に関する事項

（２）　予算及び決算に関する事項

（３）　定款の変更に関する事項

（４）　理事及び監事の選任及び解任に関する事項

（５）　重要な財産の取得及び処分に関する事項

（６）　解散に関する事項

（７）　前各号に掲げるもののほか、理事会において総代会に付議する必要があると認めた事項

第３節　理　事　会

（理事会の構成）

第２４条　理事会は、会長、副会長、常務理事及び理事をもって構成する。

（理事会の招集等）

第２５条　理事会は、会長が招集する。

２　理事会の招集は、少なくとも開催日の７日前に、その会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りではない。

３　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

４　理事会は、その構成員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

５　理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の書面による議決）

第２６条　会長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができる。

２　前項の場合、理事の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなす。

（理事会の議決事項）

第２７条　理事会は、この定款に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

（１）総代会に付議すべき事項

（２）総会において議決した事項の執行に関すること。

（３）定款の執行に必要な規約等の制定及び改廃に関すること。

（４）その他、総代会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関すること。

第　６　章　　資　産　及　び　会　計

（事業年度及び会計年度）

第２８条　本会の事業年度及び会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（経費の支弁）

第２９条　本会の経費は、会費、資産から生ずる収入及びその他の収入をもって支弁する。

２　特別会員には、各年度の決算状態により事務補助費を支給することができる。

３　会費の額は、総代会で決定する。

（資産の管理）

第３０条　本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

（事業計画及び予算）

第３１条　会長は、毎年、事業計画及び予算案を作成し、総代会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第３２条　会長は、毎年事業年度終了後、事業報告並びに収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総代会の承認を得なければならない。

（予算決定前の支出）

第３３条　会長は、予算が成立するまでの間、通常の会務を執行するために必要な経費の金額に限り支出することができる。

（労働保険特別会計）

第３４条　労働保険料は、労働保険特別会計を設けて経理しなければならない。

第　７　章　　入会金、会費及び労働保険料

（入会金）

第３５条　（削除）

（平成２２年度通常総代会の承認による）

（会費）

第３６条　会員は、会費として、年額１２，０００円を指定する期日までに納入しなければならない。

（年度途中の入会者の特例）

第３７条　年度途中において入会した会員は、入会した日の属する年度分の会費については、月額１，０００円をその年度末までの月数に応じた額を納入しなければならない。

（労働保険料）

第３８条　会員は、入会するときは第３６条の会費に添えて、労災保険の特別加入の希望する給付基礎日額を基に計算した当該年度末日までの労働保険料を一括納入しなければならない。

ただし、特段の事情がある場合には、指定された期日までに納入しなければならない。

（退会時の会費等）

第３９条　会員が退会したときは、既に納入した会費については返還しない。

ただし、労働保険料については、退会した月を含んで月割計算した額と既に納入している額との間に差額が生じた場合には、会員に返還する。

２　会員の意思により指示された特別加入に係る承認前の健康診断を受診しなかったことで特別加入申請書が取り下げとなった場合は、既に納入された会費は返還しない。

第８章　事　務　局

（事務局）

第４０条　本会に事務局を置き、本会の会務に関する所定の事務を行う。

２　事務局に事務局長を置き、常務理事は定款の定めるところにより本会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

３　事務局長及び事務職員の任免は、会長が行う。

４　事務局長、事務職員の給与等労働条件、その他事務局に関する必要な事項は、大阪府社会保険労務士会事務局の定めに準ずる。

第９章　定　款　の　変　更

（定款の変更）

第４１条　定款の変更については、総代会において出席者の３分の２以上の同意を得なければならない。

第１０章　補　　則

（理事会の専決）

第４２条　この定款に定めのない事項については、理事会の議を経て行うものとする。ただし、この場合には、次回の総代会に報告し承認を受けるものとする。

（労災保険の事務処理）

第４３条　第４条第２項に掲げる事務処理については、別に「一人親方特別加入事務処理規約」を定めるとともに、一切の事務処理を大阪ＳＲ経営労務センターに委託する。

２　前項に係る手数料等は、本会と大阪ＳＲ経営労務センターが協議の上決定する。

（規約等の設定等）

第４４条　本会は、この定款に基づき必要な措置を行うために、規約等を定めることができる

２　規約等の制定及び改廃は、理事会の議を経て、会長が定める。

附　則

１　この定款は、平成１９年１２月１１日より施行する。

２　本会の設立当初における理事（常務理事を除く）及び監事は、第１０条の規定にかかわらず、設立発起人の中から選任する。ただし、この場合の役員の任期は、設立の日から第１回目の総代会の終結の時までとする。

また、第１回目の総代会で選任された役員の任期は、定款第１２条の規定にかかわらず１年とする。

３　本会の設立趣旨に賛同し、平成２１年３月３１日までに入会手続きをした会員については、第３５条の規定にかかわらず入会金は無料とし、また第３６条に規定する会費については、平成２１年３月３１日までに納入する会費は１２，０００円とする。ただし、第３７条に規定する年度途中で入会した場合の会費については、月額１，０００円を基に計算した額とする。

４　第２９条の事務補助費については、平成２１年３月３１日までに入会手続きをした会員及び継続した手続きをした会員に係るものについては、適用しない。

５　第４条第２号に掲げる事務処理については、大阪労働局長の承認を受けた日から実施する。

附　則

１　この定款は、平成２１年４月１日より施行する。

２　本会の設立趣旨に賛同し、平成２２年３月３１日までに入会手続きをした会員については、第３５条の規定にかかわらず入会金は無料とし、また第３６条に規定する会費については、平成２２年３月３１日までに納入する当該年度及び翌年度の会費は１２，０００円とする。ただし、第３７条の規定する年度途中で入会した場合の会費については、月額１，０００円を元に計算した額とする。

３　第２９条の事務補助費については、各年度２月末現在の一人親方会員を対象として支給する、

附　則

１　この定款は、平成２２年４月１日より施行する。

２　第３５条の入会金は、条文を削除する。

３　第３６条の会費の年額は、１２０００円とし、第３７条の年度途中に入会した場合の会費は、月額１０００円とする。

４　第３８条の「入会金及び」は削除する。

附　則

１　この定款は、平成２４年４月１日より施行する。

２　特別加入者の意思で承認前の健康診断を受診しなかった場合は、既に納入した会費は返還しない。

附　　則

１　この定款は、令和４年６月２８日より施行する。

一人親方特別加入事務処理規約

第　１　章　　総　　則

（目的）

第１条　この規約は、定款第４条第２号の規定により、大阪ＳＲ一人親方建設部会（以下「本会」という。）が労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第３３条並びに第３５条に基づき、建設業の一人親方団体として、本会に入会手続きをした建設の事業を行う一人親方（以下「会員」という。）の労災保険事務を処理する方法及びその処理に関して生ずる本会及び会員の責任を定めることを目的とする。

第　２　章　　労災保険関係事務処理の委託

（労災保険関係事務処理の委託）

第２条　本会が、委託を受けて会員のために行う労災保険事務は、労災保険法上の特別加入者として処理すべき労災保険事務の一切とする。

２　会員が、本会に労災保険事務の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労災保険事務の一切の処理を委託するものとする。

３　会員は、同居する二親等内の家族従業員の労災保険事務の処理を委託することができる。
ただし、そのときは続柄記載の住民票を添付するものとする。

（入会及び委託事務の手続）

第３条　会員が、本会に労災保険事務の処理を委託しようとするときは、本会に入会届及び事務委託書（様式第１号）に誓約書（様式第２号）及び身分証明書（写）を添えて提出しなければならない。

２　前項に定める書類に、会費及び労働保険料を添えて申し込みを行うものとする。

３　本会は、第１項の入会届及び事務委託書の提出を受けたときは、速やかに入会承認及び事務処理受託書（様式第３号）を当該会員に通知するものとする。

４　会員の特別加入の地位は、本会が大阪労働局に関係書類を提出し、認められた「承認する日」から有効となる。

（委託の解除）

第４条　会員が、労災保険事務処理の委託を解除しようとするときは、解除日の２０日前までに退会及び事務委託解除届（様式第４号）を提出しなければならない。

２　本会は、前項の退会及び事務委託解除届の提出を受けたときは、速やかに退会承認及び事務処理委託解除通知書（様式第５号）を当該会員に通知するものとする。

３　本会は、会員が本会の指定した納付期日までに労働保険料を納入しないときは、退会及び事務委託解除届が提出されたものとみなし、事務委託を解除する。

４　本会は、会員が法令又はこの規約に違反したときは、労災保険事務処理の委託を解除することができる。

（特別加入からの脱退手続）

第５条　本会は、会員から退会及び事務委託解除届を受理したとき（前条第３項に基づく解除者は委託解除届が提出されたものとする。）は、労災保険特別加入脱退の手続きを行い、大阪労働局長の承認を受けなければならない。

２　会員の特別加入は、本会が大阪労働局に関係書類を提出し、認められた「承認する日」をもって脱退となり、その翌日の午前０時をもって地位は消滅する。

第３章　事務処理の方法

（給付基礎日額等の報告）

第６条　会員は、本会に新たに加入する場合を除き、毎年２月末までに翌年度に希望する給付基礎日額を特別加入給付基礎日額報告書（様式第６号）により報告しなければならない。

（特別加入に関する変更届）

第７条　会員は、既に提出した特別加入届に、次の各号の変更が生じたときは、直ちに本会に特別加入に関する変更届（様式第７号）を提出しなければならない。

（１）業務内容又は作業内容の変更

（２）氏名、住所の変更

（３）特別加入者の異動

（労働保険料の納入及び返還に関する事項）

第８条　本会は、会員に対し、新たに加入した者及び年度更新時において、給付基礎日額が確定したときは、遅滞なく確定・概算保険料を算定し、納入期日を明記した保険料納入通知書（様式第８号の１）に労働保険料等計算書（様式第８号の２）を添えて、会員に通知するものとする。

２　本会は、会員が年度途中において脱退した場合には、脱退した月を含んで月割計算した額と既に納入している額との間に差額が生じた場合は、会員に返還する。

（領収書の交付）

第９条　本会は、会員から労働保険料等の納入を受けたときは、領収書（様式第９号）を発行し、労働保険料等納付簿に所定の事項を記載するものとする。

第４章　本会の責任

（労働保険料の納付責任）

第１０条　本会は、会員から労働保険料の納入を受けた場合には、所定の労働保険料申告書を作成し、法定の納付期限内に政府に対して労働保険の申告及び納付の責任を負うものとする。

２　本会は、会員が納入した労働保険料等に万一誤りが生じたときには、それらの責任を負うものとする。

第５章　会計

（労働保険特別会計及び一般会計）

第１１条　本会は、定款第３４条の規定に基づき、労働保険特別会計及び一般会計を設けるものとする。

（労働保険特別会計の収入・支出）

第１２条　労働保険特別会計においては、本会が会員から納入された労働保険料その他徴収金及び徴収法第１９条第６項の規定による政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料その他の徴収金及び会員から受け入れた労働保険料その他徴収金の超過額、返還金を支出とする。

２　本会は、労働保険料その他徴収金のために会員から納入された金銭その他目的以外に使用しないものとする。

３　本会は、労働保険料その他徴収金が納入された場合及び納入された労働保険料等の国への納付、又は会員への還付、もしくは納期までの間の保管のための専用口座を設けるものとする。専用口座は、次の金融機関とする。

金融機関名	預金種別	口座番号	口　座　名　義　人　名
みずほ銀行 天満橋支店	普通預金	１０９７７２９	大阪ＳＲ一人親方建設部会 会　長　○　○　○　○

４　本会は、労働保険料等が納入された場合、直ちに納付するときのほかは、前項の専用口座に預託するものとする。この場合、労働保険料その他徴収金は、国に納付し又は会員に還付するときのほかは、これを引き出さないものとする。

５　本会は、会員の労働保険料その他徴収金の納付のため本会に納入した金銭が、納付すべき労働保険料その他徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該会員に返還するものとする。ただし、当該会員の承認によって未納の労働保険料その他徴収金に充当することができるものとする。

（会計年度）

第１３条　労働保険特別会計及び一般会計の会計年度は、定款第２８条の定めによるものとする。

（専用口座の預金通帳と印鑑の保管）

第１４条　本会は、労働保険料専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者に別途定めるものとする。

（監査）

第１５条　本会は、毎年１回又は随時に労災保険事務処理及び労働保険料等の預り金の処理について監事の監査を受けるものとする。

第　６　章　　報　　告

（総代会等への報告）

第１６条　本会は、毎年１回本会の総代会等の議決機関において労働保険料その他徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

（労働保険特別会計及び一般会計）

第１１条　本会は、定款第３４条の規定に基づき、労働保険特別会計及び一般会計を設けるものとする。

（労働保険特別会計の収入・支出）

第１２条　労働保険特別会計においては、本会が会員から納入された労働保険料その他徴収金及び徴収法第１９条第６項の規定による政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料その他の徴収金及び会員から受け入れた労働保険料その他徴収金の超過額、返還金を支出とする。

２　本会は、労働保険料その他徴収金のために会員から納入された金銭その他目的以外に使用しないものとする。

３　本会は、労働保険料その他徴収金が納入された場合及び納入された労働保険料等の国への納付、又は会員への還付、もしくは納期までの間の保管のための専用口座を設けるものとする。専用口座は、次の金融機関とする。

金融機関名	預金種別	口座番号	口　座　名　義　人　名
みずほ銀行 天満橋支店	普通預金	１０９７７２９	大阪ＳＲ一人親方建設部会 会　長

４　本会は、労働保険料等が納入された場合、直ちに納付するときのほかは、前項の専用口座に預託するものとする。この場合、労働保険料その他徴収金は、国に納付し又は会員に還付するときのほかは、これを引き出さないものとする。

５　本会は、会員の労働保険料その他徴収金の納付のため本会に納入した金銭が、納付すべき労働保険料その他徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該会員に返還するものとする。ただし、当該会員の承認によって未納の労働保険料その他徴収金に充当することができるものとする。

（会計年度）

第１３条　労働保険特別会計及び一般会計の会計年度は、定款第２８条の定めによるものとする。

（専用口座の預金通帳と印鑑の保管）

第１４条　本会は、労働保険料専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者に別途定めるものとする。

（監査）

第１５条　本会は、毎年１回又は随時に労災保険事務処理及び労働保険料等の預り金の処理について監事の監査を受けるものとする。

第　６　章　　報　　告

（総代会等への報告）

第１６条　本会は、毎年１回本会の総代会等の議決機関において労働保険料その他徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

第７章　会　　員　　証

（労災保険特別加入者証）

第１７条　本会は、会員に労働保険番号、労働保険年度、期間等を証明する労災保険特別加入者証（様式第１０号）を発行するものとする。

第８章　補　　則

（承認）

第１８条　この規約について本会の総代会等の議決機関の承認を得るものとする。

附　則

（施行期日）

この規約は、本会が大阪ＳＲ一人親方建設部会として大阪労働局長の承認を受けた日から施行する。

附　則

１　この規約は、平成２２年４月１日より施行する。

２　第３条の「入会金」を削除する。

３　別添様式第１号の中の「入会金」「入会金　５，０００円」を削除する。

「会費　年額　　円（ただし、年度途中の入会の場合は、月額１，５００円×月数）を「会費年額　　円（ただし、年度途中の入会の場合は、月額１，０００円×月数）に改正する。

４　別紙様式第９号の労働保険料等領収書の「入会金」を削除する。

附　則

１　平成２４年１２月１３日から施行する。

２　第８条の労働保険料等納入通知書（様式第８号）を労働保険料等計算書（様式第８号の２）に改正するとともに、新たに保険料納入通知書（様式第８号の１）を挿入する。

附　則

１　平成２５年９月１日から施行する。

２　第６条の特別加入給付基礎日額報告書(様式第６号)について、追加された日額を挿入する。

附　則

１　平成３０年２月１日から施行する。

２　平成３０年４月１日から労災保険料率が改正されるに伴い、第６条に係る特別加入給付日額報告書（様式第６号）の料率を 19/1000 から 18/1000 に改正する。

３　第１７条の労災保険特別加入者証（様式第１０号）について様式を変更する。

様式第１号

整理番号	

入会届及び事務委託書

大阪ＳＲ一人親方建設部会に入会し、労災保険関係事務の処理を委託したいので、
下記の通り会費及び労働保険料を添えて申し込みます。

年　　月　　日

〈申請人〉
住　所　〒　　－

電　話　　－　　－

氏　名

大阪ＳＲ一人親方建設部会 会長 殿

記

1　特別加入申込

（ふりがな） 氏　名 生年月日	申請人との続柄	業務内容 業務の具体的内容	特定業務との関係	業務歴		希望する給付基礎日額 特別加入を希望する日	除染作業
年　月　日			イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に従事した期間の合計	最初に従事した年月 年　月 年　月	円 月　日	有・無
年　月　日			イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に従事した期間の合計	最初に従事した年月 年　月 年　月	円 月　日	有・無
年　月　日			イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に従事した期間の合計	最初に従事した年月 年　月 年　月	円 月　日	有・無

2　会費等

会　　費　　年額　　円（但し、年度途中の入会の場合は、月額 1,000 円×月数）

労働保険料　　円

合　　計　　円

上記について確認・承諾いたしました。

年　　月　　日

〈社労士会員〉
ＳＲ会員番号　（　　）

氏　　名

様式第２号

整理番号	

誓　　約　　書

大阪ＳＲ一人親方建設部会 会長 殿

今般、大阪ＳＲ一人親方建設部会に入会するにあたり、本会の定款及び一人親方特別加入事務処理規約並びに労働災害防止規程を遵守するとともに、下記事項に違背した場合には、会員資格の取り消し並びに労災保険事務処理の委託を解除されても一切異議申し立ては行わないことを誓約します。

記

1　定款第３６条の会費が指定日までに納入されないとき。

2　一人親方特別加入事務処理規約第４条第３項の労働保険料が納付期日に納入されないとき。

3　本会に提出するべき一切の書類で、記載事項に故意に事実と相違した内容の記載がなされていることが判明したとき。

年　　月　　日

〈申請人〉

住　　所　〒　　－

氏　　名

〈社労士会員〉

氏　　名

※署名又は記名押印

様式第3号

入会承認及び事務処理受託書

先般申し出がありました入会及び事務委託については、承認するとともに、下記特別加入者に係る労災保険事務の委託を承諾いたします。

令和　年　月　日

大阪ＳＲ一人親方建設部会
会　長　○　○　○　○

殿

記

ＳＲ整理番号	（ふりがな）氏　名	申請人との続柄	希望給付基礎日額	業務内容

（注）特別加入が承認される期間は、令和年月日から令和年3月31日までとなります。

＜担当社労士会員＞
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第４号

退会及び事務委託解除届

私は、都合により貴会を退会し労災保険事務の委託を解除したいので、定款第８条に基づく退会届及び一人親方特別加入事務処理規約第４条に基づく事務委託解除届を提出します。

年　　月　　日　　＜一人親方会員＞　ＳＲ整理番号(　　)

ふりがな

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

住　　所 〒　　－

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪ＳＲ一人親方建設部会　会長　殿

記

１　退会及び委託解除の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　委託解除希望年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

年　　月　　日　　＜社労士会員＞

ＳＲ会員番号（　　）

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第5号

退会承認及び事務処理受託解除通知書

令和5年8月4日付けで申し出のありました退会及び委託解除につきましては、
下記のとおり承認します。

令和　年　月　日

大阪ＳＲ一人親方建設部会
会　長　○　○　○　○

殿

記

1　退会及び委託解除の理由

（　　）

2　特別加入退会年月日

（注）特別加入退会日の翌日以降に一人親方として作業中に災害が発生しても
労災事故の対象にはなりません。

＜担当社労士会員＞
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第６号

特別加入給付基礎日額報告書

年度における労災保険特別加入給付基礎日額を下記のとおり希望しますので、一人親方特別加入事務処理規約第６条に基づき報告します。

年　　月　　日

会　員
住　所〒

氏　名

大阪ＳＲ一人親方建設部会
会　長　　○　○　○　○　殿

記

	整理番号	氏　　名	現在の給付基礎日額	次年度の希望給付基礎日額
加入申請人				
家族従業者				
家族従業者				

（注）１　本報告書は、変更がなくても必ず提出して下さい。
２　提出期限（　　月　　日）までに提出がなされない場合は、現在の給付基礎日額で概算額を算出します。

年　　月　　日　　社労士会員確認
氏名

参照表　　保険料額表（料率18／1000）　　単位：円

給付基礎日額	保険料算定基礎額	保険料額	給付基礎日額	保険料算定基礎額	保険料額
3，500	1，277，500	24，263	12，000	4，380，000	83，220
4，000	1，460，000	27，740	14，000	5，110，000	97，090
5，000	1，825，000	34，675	16，000	5，840，000	110，960
6，000	2，190，000	41，610	18，000	6，570，000	124，830
7，000	2，555，000	48，545	20，000	7，300，000	138，700
8，000	2，920，000	55，480	22，000	8，030，000	152，570
9，000	3，285，000	62，415	24，000	8，760，000	166，440
10，000	3，650，000	69，350	25，000	9，125，000	173，375

会　　長	常務理事	事務局長		係

様式第７号

様式第７号

特別加入に関する変更届

既に提出を行い、承認済みである特別加入については、下記のとおり変更が生じましたので、一人親方特別加入事務処理規約第７条に基づき報告します。

年　　月　　日

＜申 請 人＞ＳＲ整理番号（　　）
住　　所 〒　　－

氏　　名

大阪ＳＲ一人親方建設部会　会長　殿

１ 特別加入に関する事項の変更（変更がある事項のみ記入ください。）

	変　更　前	変　更　後
ふりがな		
氏　　名		
住　　所	〒　　－	〒　　－
申請人との続柄		
業務の具体的内容		

２ 特別加入者の異動

※新規加入・退会を伴う異動については、別途「入会届及び事務委託書」「誓約書」「身分証明書の写し」もしくは「退会及び事務委託解除届」の提出が必要となります。

（１）新たに特別加入者となる家族従事者

ふりがな		申請人との続柄		希望する給付基礎日額	円
氏　　名		生　年　月　日	年　　月　　日	業務の具体的内容	

（２）特別加入者でなくなった家族従事者

ふりがな		申請人との続柄		異　動　理　由	
氏　　名		異　動　年　月　日	年　　月　　日		

３ 変更(異動)年月日　　年　　月　　日

年　　月　　日

＜社労士会員＞
ＳＲ会員番号（　　）
氏　　名

様式第８号の１

〒544-0015
大阪市生野区生野東１－１－１

大阪　太郎 様

大阪ＳＲ一人親方建設部会

〒530-0043
大阪府
大阪市北区天満２－１－３０
大阪府社会保険労務士会館２階

06-4800-8231

保険料納入通知書

下記の通りご請求申し上げます。

大阪SR一人親方建設部会にご加入いただきましてありがとうございます。平成25年度労災保険特別加入に係る保険料等について請求いたしますので、支払期日までにお支払いください。　なお、当部会の労災保険番号は「27104937858-001」です。入金を確認後には、正式な「労災保険特別加入者証」を発行しますので、それまではこの納入通知書に受領印が押印されている下記の「払込受領証」を添えて会社に提示してください。

ご請求年月	2013年03月
ご利用年月	
ご請求金額	69,779円
(内消費税)	0円
お支払期限	2013年03月20日
請求番号	120401127811108110

お知らせ
会費等は、消費税の計算における課税仕入れには該当しません。
労災保険事故に係る手続きは、次の担当社労士にご連絡ください。　06-6000-1234 伝馬　二郎 0112 7811

コンビニエンス本部提出用

金額　千 万 千 百 十 円　6 9 7 7 9

受取人　大阪ＳＲ一人親方建設部会

払込人氏名　大阪　太郎 様

(91)908177-006321204011278110811 0
130320-1-069779-3

120401127811081 10

りそな決済サービス株式会社　支払期日　2013 年 03 月 20 日

受付日印

切り取らないでコンビニエンスストアにお出しください

店舗控

受取人　大阪ＳＲ一人親方建設部会

金額　千 万 千 百 十 円　6 9 7 7 9

払込人氏名　大阪　太郎 様

受付日印

切り取らないでコンビニエンスストアにお出しください

払込受領証
（コンビニエンスストア用）

大阪　太郎 様

120401127811081 10

69,779

様式第８号の２

労働保険料等計算書

住　　所

殿

労働保険番号
２７１０４９３７８５８－００１

￥

○○年度の労働保険料等は次のとおりです。

年　　月　　日

大阪ＳＲ一人親方建設部会
会　長　○　○　○　○
０６－４８００－８２３１

社労士会員
氏　　名

整理番号	氏　　名	○○年度確定保険料				○○年度概算保険料		
		給付基礎日額	適用月	保険料算定基礎額	確定保険料	給付基礎日額	保険料算定基礎額	概算保険料
		確定保険料合計				概算保険料		
		申告済概算保険料				平成○○年度一人親方会費		
		差引額					還付額	

コンビニ収納用の「保険料納入通知書」は、一人親方一人一人に発行されますので、
近くのコンビニから振込みできますが、代表の方がとりまとめて振り込まれる場合は、
下記の口座に振り込んでください。
なお、振込手数料については、ご負担をお願いします。

銀行名	みずほ銀行天満橋支店
口座番号	普通　　１０９７７２９
口座名義	大阪ＳＲ一人親方建設部会　会長

会費等は、消費税の計算における課税仕入れには該当しません。

様式第9号

正

殿

労働保険番号
27104937858-001
ＳＲ整理番号
社労士会員番号

¥

ただし、入会金　　0円
会　費　　0円
労働保険料　　0円
の預かり金として
上記の金額を正に領収しました。

令和　　月　　日

大阪ＳＲ一人親方建設部会
会 長　○○　○○

（注）会費等は、消費税の計算における課税仕入れには該当しません。

様式第9号　　（割印）

副

ＳＲ整理番号：
担当社労士：

殿

労働保険番号
27104937858-001

¥

ただし、入会金
会　費
労働保険料
の預かり金として
上記の金額を正に領収しました。

令和　　月　　日

大阪ＳＲ一人親方建設部会
会 長　○○　○○
TEL06-4800-8231

（注）会費等は、消費税の計算における課税仕入れには該当しません。

様式第10号

（表）

年度　労災保険特別加入者証

労働保険番号	27104937858-001	生年月日	
SR整理番号			
氏　　名			
住　　所			
有効期限			

上記の者は、本会において労災保険の特別加入をした者であることを証します。

担当社会保険労務士	
会員番号	
氏　　名	
電　　話	

大阪市北区天満２丁目１番３０号
大阪府社会保険労務士会館８階
大阪ＳＲ一人親方建設部会
電話06-4800-8231 FAX06-4800-8232
※ 注意事項裏面に記載

（裏）

注　意　事　項

1. この証は、本人以外は使用できません。
2. この証で次のものには責任を負いません。
   ア 記載事項を訂正したり、破損しているもの
   イ 証明印のないもの
   ウ 年度途中で委託解除し、特別加入者でなくなった者
3. 特別加入者が仕事中のケガにより、医療機関等にて診療を受ける際には、医療機関等に本証を提示し、労災診療扱いとしてもらってください。なお、労災扱いとして処理するためには所定の手続が必要です。
   手続等の問合せについては、表面に記載の担当社会保険労務士へ連絡してください。

大きさ　タテ55ミリ×ヨコ85ミリ

用　紙　耐水性・耐熱性100％PET基材の合成紙

標題に発行年度を入れる

令和４年４月１日より変更

労働災害防止規程

労働災害防止規程

（目的）

第１条　建設作業における災害防止のため、災害防止規程を次の通り定める。

（安全管理）

第２条　本会に、安全管理担当者（社会保険労務士会員（以下「社労士会員」という。）の中から会長が委嘱する。）をおき、会員の安全管理を総括するものとする。

２　安全管理担当者は、担当社労士会員を通じて、会員の安全教育を実施し、災害防止の助言指導を行うものとする。

３　会員は、安全管理担当者及び担当社労士会員の指示に従い、進んで災害防止に努めかければならない。

（衛生管理）

第３条　本会にも衛生管理担当者（社労士会員の中から会長が委嘱する。）をおき、会員の衛生管理を統括するものとする。

２　衛生管理担当者は、衛生管理担当者及び担当社労士会員の指示に従い、疾病の予防及び健康の増進に努めなければならない。

（安全作業）

第４条　会員は、作業前に準備体操を行うこと。

２　作業前に、その日の作業内容を熟知し、材料、器具等の点検を確実に行うほか、作業服装に注意すること。

３　作業足場に使用する材料は、特に次の点に注意すること。

（１）足場に使用する材料は、損傷、変形、腐食がないか点検する。

（２）抱き合わせ足場は使用しない。

（３）鋼管足場は、継ぎ手、金具等のゆるみがないか点検する。

（４）材料としての足場板は、幅２０cm以上、厚さ３．５cm以上、長さ３．６cm以上のものを使用する。

（５）足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載しない。

（６）つり足場については、動揺，転位等を防止するための措置を講じる。

４　腕木、布、はり、脚立その他の作業床の支持物は、荷重によって破壊することのないように注意すること。

５　床材の転位、脱落しないよう２以上の支持物に取り付けてあるか点検する。

６　乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等を支持台としないこと。

７　材料、器具、工具等を上げ下げする場合は、つり鋼、つり袋等を使用すること。

８　命綱、保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ着実に使用すること。

９　倒壊を防止する筋かい、壁つなぎ又は控の安全を点検する。

１０　感電事故のおそれのある作業においては、絶縁管、絶縁覆を表着し接触による危険を防止すること。なお、可能な限り電源を切って作業すること。

１１　材料の製作運搬等のためミキサー、ウィンチ、砂フルイ器等を使用するときは、点検等によって危険を防止すること。

１２　暴風雨等悪天候のため作業の危険が予測されるときは作業を中止すること。

（衛生措置）

第５条　会員は、常に自らの健康管理に留意し心身の過労を戒めること。

２　暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な作業場においては、特に作業時間、作業方法、作業終了の措置等について配慮すること。

以上の他、労働安全衛生法、労働安全衛生規則の「安全衛生管理体制」「原動機及び動力伝動装置」「機械装置」「型わく支保工」「足場」「墜落防止」「崩壊落下の予防」「電気災害の防止」「保護具」「火災及び爆発の防止」等の条項を遵守すること。

附　　則

１　この規程は、平成２０年３月１８日より施行する。

大阪ＳＲ一人親方建設部会
会員慶弔見舞金規程

（大阪SR一人親方建設部会）

一 人 親 方 会 員 慶 弔 規 程

（目　的）

第１条　この規程は、一人親方会員（以下「会員」という。）の慶弔金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（慶弔金の種類）

第２条　慶弔金は、次のとおりとする。

(1)　慶祝金

(2)　弔慰金

（届　出）

第３条　会員又は遺族を代表する者が慶弔金を受けようとする場合には、担当社会保険労務士を通じて所定の様式により大阪SR一人親方建設部会に届出なければならない。

２　前項の届出に際し、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

（慶祝金）

第４条　慶祝金は、会員が次の各号の１に該当する場合に、別表による金額をその者に贈る。

(1)　叙勲又は褒章を受けたとき

(2)　国又は大臣から前項に準ずる栄誉（表彰等）を受けたとき

（弔慰金）

第５条 弔慰金は、会員が死亡した場合に、別表による金額を遺族を代表する者に贈る。

（給付等の制限）

第６条　事由発生の日より１年以内に第３条の届出を行わないときは、受給資格を失う。

附　　則

１　この規程は、平成２６年５月９日から施行する。

別表（第３条及び第４条関係）

叙　　勲	第３条（１）に該当	20,000円
栄　　誉	第３条（２）に該当	10,000円
弔 慰 金	第４条に該当	10,000円

附　　則

１　この規程は、平成３０年６月１９日から施行する。

別表（第４条及び第５条関係）

叙勲・褒章	第４条（１）に該当	20,000円
栄　　誉	第４条（２）に該当	10,000円
弔 慰 金	第５条に該当	10,000円

（大阪SR一人親方建設部会）

社会保険労務士会員慶弔見舞金規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会保険労務士会員（大阪ＳＲ経営労務センター会員を除き、以下「会員」という。）の慶弔見舞金に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（慶弔見舞金の種類）

第２条　慶弔見舞金は、次のとおりとする。

(1) 慶祝金

(2) 弔慰金

(3) 傷病見舞金

(4) 災害見舞金

ただし、いずれも会員又は遺族を代表する者の申告によるものに限る。

（届　出）

第３条　会員又は遺族を代表する者が慶弔見舞金を受けようとする場合には、所定の様式により大阪ＳＲ一人親方建設部会に届出なければならない。

２　前項の届出に際し、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

（慶祝金）

第４条　慶祝金は、会員が次の各号の１に該当する場合に、別表による金額をその者に贈る。

(1) 叙勲又は褒章を受けたとき

(2) 国又は大臣から前項に準ずる栄誉（表彰等）を受けたとき

(3) 結婚をしたとき

（弔慰金）

第５条　会員及び配偶者が死亡した場合に、弔慰金として別表の①と②を遺族を代表する者に贈る。

２　会員の同居親族（子及び父母に限る。）が死亡した場合は、別表の②を遺族を代表する者に贈る。

（傷病見舞金）

第６条　傷病見舞金は、会員が長期（１ケ月以上）に亘り、入院した場合又は入院を必要とする場合に、その者に別表による金額を贈る。

ただし、同一傷病については、１回限りとする。

（災害見舞金）

第７条　災害見舞金は、会員が地震・風水害等の天災地変や火災等により半壊以上の家屋の損害を被った場合に、その者に別表よる金額を贈る。

２　大規模災害の場合は、原則として支給しない。大規模災害とは、国が指定した激甚災害をいう。

（給付等の制限）

第８条　事由発生の日より１年以内に第３条の届出を行わないときは、受給資格を失う。

（慶弔見舞金の増額）

第９条　会長は、特に功績のあったと認められる会員については、第２条 (1) (2) に規定する額

を増額(倍額を限度)することができる。この場合においては次の理事会に、その理由を報告しなければならない。

附　則

1　この規程は、平成２６年５月９日から施行する。

別表(第３条、第４条、第５条及び第６条関係)

叙　　勲	第３条(1)に該当	２０,０００円
栄　　誉	第３条(2)に該当	１０,０００円
結婚祝金	第３条(3)に該当	１０,０００円
弔慰金	第４条に該当　　(会員及び配偶者) (ただし、同居の親族(子又は父母に限る。)は、第４条(2)(3)のみとする。)	１０,０００円 しきび代又は供花代及び弔電
傷病見舞金	第５条に該当	１０,０００円
災害見舞金	第６条に該当	３０,０００円

附　則

1　この規程は、平成３０年６月１９日から施行する。

別表(第４条、第５条、第６条及び第７条関係)

叙勲・褒章	第４条(1)に該当	２０,０００円
栄　　誉	第４条(2)に該当	１０,０００円
結婚祝金	第４条(3)に該当	１０,０００円
弔慰金	第５条に該当	①　１０,０００円 ②　弔電及びしきび代又は供花代
傷病見舞金	第６条に該当	１０,０００円
災害見舞金	第７条に該当	３０,０００円

大阪ＳＲ一人親方建設部会
事務補助費支給細則

大阪ＳＲ一人親方建設部会事務補助費支給細則

(目　的)

第１条　この細則は、大阪ＳＲ一人親方建設部会定款(以下「定款」という。)第４４条の規定に基づき、定款に定める特別会員に対して定款第２９条により配分する事務補助費の支給基準を定め、特別会員の義務の確立を期するとともに、大阪ＳＲ一人親方建設部会の業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(支給要件)

第２条　事務補助費の対象となるのは、当該年度３月末日現在において在籍している会員（一人親方会員）とする。

(支給金額)

第３条　事務補助費の支給額は、当該年度（４月から３月）の加入月１ヶ月を単位として支給する。

（支給時期）

第４条　事務補助費は、各年度の決算状況に応じて、理事会で決定の上翌年度の４月に支給する。

附則

１　この細則は、平成２２年３月１６日から施行する。

附則

１　この細則は、平成２５年６月１８日から施行する。

大阪ＳＲ一人親方建設部会事務処理要項
（社会保険労務士会員用）

大阪ＳＲ一人親方建設部会事務処理要項
（社会保険労務士会員用）

大阪ＳＲ一人親方建設部会（以下「本会」という。）の事業目的に賛同する建設の事業を行う一人親方（以下「会員」という。）が、本会に入会及び労災保険事務処理の委託を希望する場合、社会保険労務士会員（定款に定める特別会員（以下「社労士会員」という。））は、この要領により入会手続き及び労災保険事務処理を行う。

第１　入会について

（１）会員が入会を希望したとき、社労士会員は、次の書類の記載事項を点検・確認して本会へ提出する。

①　「入会届及び事務処理委託書（様式第１号）」

◎　二親等内の同居の親族は、家族従業員として取り扱う。
その場合、続柄記載の住民票を添付する。

②　「誓約書（様式第２号）」

③　身分証明書（写）

（２）大阪ＳＲ会員が、本会に会員の入会及び労災保険事務処理を委託する場合には、上記の書類を提出することで、定款に定める特別会員になれるが、大阪ＳＲ会員以外の開業社労士が、本会だけに入会する場合は、別途入会届を提出すること。ただし、今後一般事業の事務処理を委託する場合は、大阪ＳＲ経営労務センターに拠出金３万円を添えて入会届及び誓約書を提出すること。

（一人親方のみを委託する特別会員は、８０００番台の会員番号を使用するが、一般事業も委託すると、会員番号は、００００番から始まる番号に切り替えるものとする。）

（３）入会及び事務委託に当たっては、次の点に留意する。

①一人親方（会員）の特別加入の範囲

一人親方とは、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者を言う。ただし、１年のうち労働者を使用する日の合計が１００日未満の場合は、一人親方として取り扱う。

②事業の内容

一人親方の事業が、建設の事業（土木、建築、その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体又はその他準備の事業をいう。）を行う者であること。

◎　建設事業の具体例は、別表１の通り

③一人親方の居住地

加入を希望する一人親方は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、及び香川県のいずれかの府県に居住していること。

④特別加入時の健康診断

特別加入する者のうち、別表２の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことのある場合は、特別加入時に健康診断を受ける必要がある。

◎　健康診断の結果が判明するまでは、その承認に関しては、保留となる。

（４）入会及び事務委託に当たっては、次の点を十分説明し、納得を得た上でその履行の確約の元に会員として承認する。

①会費及び労働保険料の納入について

新たに加入した者の会費（年額）及び労働保険料の納入は、原則として事務処理委託時に全額一括納入するものとする。ただし、納入予定日が後日となる場合には、特別加入を希望する日の５日前までには全額一括納入するものとし、納入が確認でき次第手続きを行うものとする。

②納入に当たっては、コンビニ収納用の「保険料納入通知書（様式第８号の１）」を発行するので、支払期日までに、契約されているコンビニから納入すること。その場合の振込手数料は本会が負担する。ただし、会員が多数の場合で代表者（会社等）が一括して銀行等から納入する場合は、「労働保険料等計算書（様式第８号の２）」に記載されている本会の口座に納入すること。その場合の振込手数料は振込された方の負担とする。

③コンビニ収納用の「保険料納入通知書（様式第８号の１）」には、支払期日が書かれているので、支払期日が経過したものは使用できません。再発行するので、「保険料納入通知書（様式第８号の１）」のお知らせ欄の担当社労士名の次に書かれている番号（８ケタ）と一人親方会員のお名前を連絡すること。

（翌年度に継続して加入される場合も同様に、支払期日を経過した場合は再発行する。）

④会費は、申請者本人分のみ徴収し、家族従業員分（二親等以内の同居親族）は無料とする。

⑤給付基礎日額及び労働保険料額

給付基礎日額は、労災保険の給付額を算定する元となるものであり、希望日額については、特別加入者の所得水準に見合った適正な額とすること。

◎　年度途中の給付基礎日額変更はできない。

◎　労働保険料額については、別表３のとおりである。

ただし、年度途中から特別加入した場合の労働保険料については、別表４「特別加入保険料算定基礎額月割り早見表」のとおりである。

⑥退会及び事務委託解除について

会員からの申出による退会のほか、定款及び事務処理規約等の規程を遵守せず、誓約事項に違背した場合、退会・事務委託解除の措置を取ることがある。

⑦特別加入の承認

特別加入を希望する者は、本会に「入会届及び事務委託書（様式第１号）」を提出する。本会は、会費、労働保険料の納入を確認のうえ、大阪労働局へ手続きを行う。申請内容等が適正と判断された場合は、受理された翌日以降１４日以内の希望する日から特別加入者となる。

一人親方（会員）の事業に従事する家族従業員でも、任意加入なので包括加入する必要はない。

⑧特別加入者の月割労働保険料の算定について

年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合は、当該年度内の特別加入月数（１ヶ月未満の端数があるときは、これを１ヶ月する。）に応じた保険料算定基礎額により労働保険料を算出する。

⑨労災事故発生時における報酬について

労災事故が発生し、事故現場の確認、医療機関等での書類整備等を行った場合の報酬は、会員と社労士会員との契約となるので事前に説明しておくこと。

２　特別加入について

（１）特別加入に関する変更届

会員の特別加入時の届出内容に、下記事項の変更が生じた場合は、社労士会員は「特別加入に関する変更届（様式第７号）」を作成し、本会に提出する。

①業務内容又は作業内容を変更したとき

②氏名、住所を変更したとき

◎　氏名変更の場合、大阪労働局より運転免許証等事実を確認するものの提出を求められることがある。

③家族従業員に異動が生じたとき

（２）特別加入給付基礎日額等の報告

毎年２月初旬に、本会より「特別加入給付基礎日額報告書（様式第６号）」を配付するので、社労士会員は翌年度の希望日額を２月末までに本会に報告する。変更がない場合も同額として報告する。

３　労働保険料等納入通知

（１）本会は、特別加入給付基礎日額等の報告に基づき労働保険料を算出し、「保険料納入通知書（様式第８号の１）」を作成し、社労士会員に通知する。通知を受けた社労士会員は、下記事項に留意の上会員に対して納付指導を行う。なお、コンビニ収納用の「保険料納入通知書（様式第８号の１）」は、一人親方一人一人に発行されるので、近くのコンビニから納入できることを説明すること。

また、会員が多数の場合で代表者（会社等）が一括して納入する場合は、「労働保険料等計算書（様式第８号の２）」の記載されている本会の口座に振り込むこと。その場合の振込手数料は振込された方の負担とする。

①会費及び労働保険料の納入期日は、毎年３月２０日とする。

②原則として年額を一括全納する。

③支払期日を経過したものは再発行する。

（２）加入者証の発行及び回収

本会は、労働保険料等の納入を確認した後、「労災保険特別加入者証（様式第１０号）」を発行し、社労士会員に送付する。ただし、納入確認に時間がかかる場合があるので、正式な「労災保険特別加入者証（様式第１０号）」が発行されるまでの間、必要であれば「保険料納入通知書（様式第８号の１）」にコンビニの受領印が押印された払込受領証を添付すれば「仮の労災保険特別加入者証」として利用できること。また期限の経過した証は回収する。

４　労災の手続きについて

（１）社労士会員は、業務災害が発生した場合の手続きとして、会員に次の事項を指導する。

①医療機関に「労災保険特別加入者証（様式第１０号）」を提示し、労災診療を受ける。

②速やかに担当社労士会員に連絡する。

（２）労災事故発生の連絡を受けた社労士会員は、速やかに事故発生状況を確認し、業務上外の判断を行い、給付様式を作成して天満労働基準監督署に手続きを行う。

◎　事業場証明欄は、一人親方会員は本会の従業員となることから本会の印を押印する。

５　退会について

（１）会員が退会を希望するときは、社労士会員は「退会及び事務委託解除届（様式第４号）」の記載事項を点検し本会へ提出する。

なお、年度途中で退会した場合は、既に納入した会費は返還しない。また、会員の意思により指示された特別加入に係る承認前の健康診断を受診しなかったことで特別加入申請書が取り下げとなった場合は、既に納入された会費は返還しない。ただし、労働保険料は退会した月を含んで月割計算した額と既に納入した額との間に差額が生じた場合は会員に返還する。

（２）会員が定款及び事務処理規約等の規程を遵守せず、誓約事項に違背した場合の退会及び事務処理解除については、後日問題が生じないようにする。

（３）特別加入脱退日以降に一人親方（会員）として業務中に災害が発生した場合、「労災保険特別加入者証（様式第１０号）」の期限内であっても、労災として取り扱わない。

６　事務補助費について

社労士会員は、会員の入会から退会に至るまで間、相談、各種手続き、指導、連絡等の諸経費の負担が見込まれるので、納入された会費の中から社労士会員に対して事務補助費を予算の範囲内で支給する。（ただし、期間限定の特別措置を適用したものについては、除くものとする。）

（１）支給時期

翌年度の４月末に支給する。

（２）支給額

各年度の決算状態により決定する。

７　業務災害の認定基準について

建設業の一人親方に対する特別加入者の保険給付の対象となる災害は、次に該当する業務を行っている場合（業務遂行性）に限られており、災害がその業務によって生じたものであるかどうか（業務起因性）の判断は、一般労働者の場合に準ずることとされている。

（１）請負契約に直接必要な行為を行う場合

（２）請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

（３）請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

（４）請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類（鋸、鉋、刷毛、こて等）程度のものを携帯して通勤する場合を除く。）及びこれに附帯する行為を行う場合

（５）突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

８　通勤災害について

通勤災害の認定基準については、一般労働者に準ずるものとされている。

附　　則

（施行期日）

この要領は、平成２０年３月１８日から施行する。

附　　則

（施行期日）

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　　則

（施行期日）

この要領は、平成２４年１２月１３日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成２５年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成３０年２月１日から施行する。

別表１

建　設　事　業　の　具　体　例

大　　工	鉄　筋　工	鳶　　工	サク井　工
左　　官	鉄　骨　工	電　　工	井戸　掘り
タイル　工	配　管　工	塗　装　工	室内装飾工
ブロック工	防　水　工	石　　工	解　体　工
ラ　ス　工	屋根葺　工	造　園　工	家　洗　工

上記のほか通常、物の製造を行い、その他に建設工事を請負って行うことがある者（畳工・建具工・シャッター取付・フエンス工・サッシ工等）も該当し、特に職種は限定されていないが、工事現場で作業を行うものであって、単に製品を納品する行為は含まない。

別表２

健　康　診　断　が　必　要　な　業　務　の　種　類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	３　　年	じん肺健康診断
身体に振動を与える業務	１　　年	振動障害健康診断
鉛業務	６ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤の業務	６ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

別表３

保険料額表（料率１８／１０００）

給付基礎日額	保険料算定基礎額	保険料額	給付基礎日額	保険料算定基礎額	保険料額
３，５００	１，２７７，５００	２２，９８６	１２，０００	４，３８０，０００	７８，８４０
４，０００	１，４６０，０００	２６，２８０	１４，０００	５，１１０，０００	９１，９８０
５，０００	１，８２５，０００	３２，８５０	１６，０００	５，８４０，０００	１０５，１２０
６，０００	２，１９０，０００	３９，４２０	１８，０００	６，５７０，０００	１１８，２６０
７，０００	２，５５５，０００	４５，９９０	２０，０００	７，３００，０００	１３１，４００
８，０００	２，９２０，０００	５２，５６０	２２，０００	８，０３０，０００	１４４，５４０
９，０００	３，２８５，０００	５９，１３０	２４，０００	８，７６０，０００	１５７，６８０
１０，０００	３，６５０，０００	６５，７００	２５，０００	９，１２５，０００	１６４，２５０

別表４

一人親方特別加入月数別保険料

単位:円

保険料率:18/1000（2018年4月1日現在）

給付基礎日額	加入月数(加入月)												給付基礎日額
	年額	11カ月	10カ月	9カ月	8カ月	7カ月	6カ月	5カ月	4カ月	3カ月	2カ月	1カ月	
	（4月）	（5月）	（6月）	（7月）	（8月）	（9月）	（10月）	（11月）	（12月）	（1月）	（2月）	（3月）	
25,000円	164,250	150,552	136,872	123,174	109,494	95,796	82,116	68,436	54,738	41,058	27,360	13,680	25,000円
(算定基礎額)	9,125,000	8,364,587	7,604,170	6,843,753	6,083,336	5,322,919	4,562,502	3,802,085	3,041,668	2,281,251	1,520,834	760,417	(算定基礎額)
24,000円	157,680	144,540	131,400	118,260	105,120	91,980	78,840	65,700	52,560	39,420	26,280	13,140	24,000円
(算定基礎額)	8,760,000	8,030,000	7,300,000	6,570,000	5,840,000	5,110,000	4,380,000	3,650,000	2,920,000	2,190,000	1,460,000	730,000	(算定基礎額)
22,000円	144,540	132,480	120,438	108,396	96,354	84,312	72,270	60,210	48,168	36,126	24,084	12,042	22,000円
(算定基礎額)	8,030,000	7,360,837	6,691,670	6,022,503	5,353,336	4,684,169	4,015,002	3,345,835	2,676,668	2,007,501	1,338,334	669,167	(算定基礎額)
20,000円	131,400	120,438	109,494	98,550	87,588	76,644	65,700	54,738	43,794	32,850	21,888	10,944	20,000円
(算定基礎額)	7,300,000	6,691,674	6,083,340	5,475,006	4,866,672	4,258,338	3,650,004	3,041,670	2,433,336	1,825,002	1,216,668	608,334	(算定基礎額)
18,000円	118,260	108,396	98,550	88,686	78,840	68,976	59,130	49,266	39,420	29,556	19,710	9,846	18,000円
(算定基礎額)	6,570,000	6,022,500	5,475,000	4,927,500	4,380,000	3,832,500	3,285,000	2,737,500	2,190,000	1,642,500	1,095,000	547,500	(算定基礎額)
16,000円	105,120	96,354	87,588	78,840	70,074	61,308	52,560	43,794	35,028	26,280	17,514	8,748	16,000円
(算定基礎額)	5,840,000	5,353,337	4,866,670	4,380,003	3,893,336	3,406,669	2,920,002	2,433,335	1,946,668	1,460,001	973,334	486,667	(算定基礎額)
14,000円	91,980	84,312	76,644	68,976	61,308	53,640	45,990	38,322	30,654	22,986	15,318	7,650	14,000円
(算定基礎額)	5,110,000	4,684,174	4,258,340	3,832,506	3,406,672	2,980,838	2,555,004	2,129,170	1,703,336	1,277,502	851,668	425,834	(算定基礎額)
12,000円	78,840	72,270	65,700	59,130	52,560	45,990	39,420	32,850	26,280	19,710	13,140	6,570	1,2000円
(算定基礎額)	4,380,000	4,015,000	3,650,000	3,285,000	2,920,000	2,555,000	2,190,000	1,825,000	1,460,000	1,095,000	730,000	365,000	(算定基礎額)
10,000円	65,700	60,210	54,738	49,266	43,794	38,322	32,850	27,360	21,888	16,416	10,944	5,472	10,000円
(算定基礎額)	3,650,000	3,345,837	3,041,670	2,737,503	2,433,336	2,129,169	1,825,002	1,520,835	1,216,668	912,501	608,334	304,167	(算定基礎額)
9,000円	59,130	54,198	49,266	44,334	39,420	34,488	29,556	24,624	19,710	14,778	9,846	4,914	9,000円
(算定基礎額)	3,285,000	3,011,250	2,737,500	2,463,750	2,190,000	1,916,250	1,642,500	1,368,750	1,095,000	821,250	547,500	273,750	(算定基礎額)
8,000円	52,560	48,168	43,794	39,420	35,028	30,654	26,280	21,888	17,514	13,140	8,748	4,374	8,000円
(算定基礎額)	2,920,000	2,676,674	2,433,340	2,190,006	1,946,672	1,703,338	1,460,004	1,216,670	973,336	730,002	486,668	243,334	(算定基礎額)
7,000円	45,990	42,156	38,322	34,488	30,654	26,820	22,986	19,152	15,318	11,484	7,650	3,816	7,000円
(算定基礎額)	2,555,000	2,342,087	2,129,170	1,916,253	1,703,336	1,490,419	1,277,502	1,064,585	851,668	638,751	425,834	212,917	(算定基礎額)
6,000円	39,420	36,126	32,850	29,556	26,280	22,986	19,710	16,416	13,140	9,846	6,570	3,276	6,000円
(算定基礎額)	2,190,000	2,007,500	1,825,000	1,642,500	1,460,000	1,277,500	1,095,000	912,500	730,000	547,500	365,000	182,500	(算定基礎額)
5,000円	32,850	30,096	27,360	24,624	21,888	19,152	16,416	13,680	10,944	8,208	5,472	2,736	5,000円
(算定基礎額)	1,825,000	1,672,924	1,520,840	1,368,756	1,216,672	1,064,588	912,504	760,420	608,336	456,252	304,168	152,084	(算定基礎額)
4,000円	26,280	24,084	21,888	19,710	17,514	15,318	13,140	10,944	8,748	6,570	4,374	2,178	4,000円
(算定基礎額)	1,460,000	1,338,337	1,216,670	1,095,003	973,336	851,669	730,002	608,335	486,668	365,001	243,334	121,667	(算定基礎額)
3,500円	22,986	21,078	19,152	17,244	15,318	13,410	11,484	9,576	7,650	5,742	3,816	1,908	3,500円
(算定基礎額)	1,277,500	1,171,049	1,064,590	958,131	851,672	745,213	638,754	532,295	425,836	319,377	212,918	106,459	(算定基礎額)
会費	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	会費

（注意）　※特別加入保険料は、上記の「算定基礎額」の千円未満を切り捨てた額に、18/1000を乗じた額となります。

※加入月数は、月単位で1日でもあれば1カ月となります。

【費用の計算例】

給付基礎日額　7，000円　承認された日が9月10日の場合（加入月数は7ケ月）

特別加入保険料　　1，490，419円(1，490千円)　×　18/1000　＝　26，820円（上記一覧表の上段の金額が保険料となります。）

年会費　　月額1，000円　×　7ケ月　＝　7，000円

合　計　　33，820円

大阪ＳＲ一人親方建設部会事務処理要項
（一人親方会員用）

大阪ＳＲ一人親方建設部会事務処理要項
（一人親方会員用）

第１　この事務処理要領は、建設業の一人親方団体「大阪ＳＲ一人親方建設部会」（以下「本会」という。）として、また本会に入会手続きをした建設の事業を行う一人親方（以下「会員」という。）の労災保険事務処理に関して、本会及び会員の責任について必要事項を定めたものである。

（入会及び委託事務の手続き）

第２　会員が、本会の労災保険の事務処理を委託する場合は、担当社会保険労務士の承認を得て本会に「入会届及び事務委託書（様式第１号）」に「誓約書（様式第２号）」及び身分証明書（写）を添えて提出しなければならない。また、会費及び労働保険料は、原則として事務処理委託時に全額一括納入するものとする。

ただし、納入予定が後日となる場合には、コンビニ収納用の「保険料納入通知書（様式第８号の１）」を発行するので、支払期日までに、契約されているコンビニから納入すること。その場合の振込手数料は本会が負担する。

ただし、会員が多数の場合で代表者（会社等）が一括して銀行等から納入する場合は、「労働保険料等計算書（様式第８号の２）」の記載されている本会の口座に納入すること。その場合の振込手数料は振込された方が負担すること。

２　本会は、会員からの会費及び労働保険料の納入を確認した後に手続きを行うことから、後日「保険料納入通知書（様式第８号の１）」等で納入した場合は、入金確認後の手続きとなることから、承認日が遅れること。

３　コンビニ収納用の「保険料納入通知書（様式第８号の１）」には、支払期日が書かれているので、支払期日が経過したものは使用できません。再発行するので、「保険料納入通知書（様式第８号の１）」のお知らせ欄の担当社労士名の次に書かれている番号（８ケタ）とお名前をお知らせください。

（翌年度に継続して加入される場合も同様に、支払期日を経過した場合は再発行する。）

４　年度途中から特別加入した場合の労働保険料は、別紙「特別加入保険料算定基礎額　月割り早見表」による。

５　会費は、申請者本人分のみ徴収し、家族従業員分（二親等以内の同居親族）は無料とする。

６　会員の特別加入の地位は、本会が大阪労働局に関係書類を提出し、認められた「承認する日」（提出した日の翌日）から有効となる。

（特別加入からの脱退の手続き）

第３　会員が労災保険事務処理の委託を解除する場合は、解除日の２０日前までに「退会及び事務委託解除届（様式第４号）」を本会に提出する。

２　本会は、会員から「退会及び事務委託解除届（様式第４号）」を受理したときは、特別加入の脱退の手続きを行う。

３　会員の特別加入は、本会が大阪労働局に関係書類を提出し、認められた「承認する日」（提出した日）をもって脱退となり、その翌日午前０時をもって消滅する。

４　会員が退会したときは、既に納入した会費は返還しない。また、会員の意思により指示された特別加入に係る承認前の健康診断を受診しなかったことで特別加入申請書が取り下げとなった場合は、既に納入された会費は返還しない。

ただし、労働保険料は退会した月を含んで月割計算した額と既に納入した額との間に差額が生じた場合は会員に返還する。

（給付基礎日額等の報告）

第４　会員は、年度の変わる前の２月末日までに、翌年度に希望する給付基礎日額を「特別加入給付基礎日額報告書（様式第６号）」により報告する。本会は、これに基づき概算保険料を算出し、納入通知を行う。

２　万一、会員から給付基礎日額等の報告が２月末日までになされない場合、本会は翌年度も特別加入の継続があるものとみなして、当該年度と同額の処理を行い、これに基づき概算保険料を算出し、納入通知を行う。

（労働保険料の納入期日）

第５　年度更新に係る労働保険料の納入期日は、毎年３月２０日（金融機関が休みの場合は、当該指定日の前日）とし、原則全額一括納入とする。

（加入者証）

第６　本会は、会員及び家族従業員各人に「労災保険特別加入者証（様式第１０号）」を発行する。

なお、入金を確認した後に発行することから、時間がかかる場合もあるので、正式な「労災保険特別加入者証（様式第１０号）」が発行されるまでの間、必要があれば「保険料納入通知書（様式第８号の１）」にコンビニの受領印が押印された払込受領証を添付すれば、「仮の労災保険特別加入者証」として利用できるものとする。

２　本証は、有効期間を１年間（年度途中加入者は、加入時から年度末の３月３１日）とし、継続者には労働保険料等の納入が確認された後に本証の更新を行う。なお、期限が経過した証は回収する。

３　「労災保険特別加入者証（様式第１０号）」の交付を受けた者は、次の事項を厳守する。

（１）本証は、本人（記名されている者）以外は使用してはならない。

（２）本証の内容を改ざん、訂正してはならない。

（３）本証は、委託解除が生じた場合は速やかに返却する。

（３）業務外に被った負傷、疾病等には使用してはならない。

（労災事故の場）

第７　会員が労災事故を発生した場合は、労災給付等の手続きは担当する社会保険労務士が対応するので、「労災保険特別加入者証（様式第１０号）」の裏面に記載されている電話番号に連絡すること。

附　則

（施行日）

この要項は、平成２０年３月１８日から施行する。

附　則

（施行日）

この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行日）

この要項は、平成２４年１２月1･3日から施行する。

附　則

（施行日）

この要項は、平成２５年９月１日から施行する。

附　則

（施行日）

この要項は、平成３０年２月１日から施行する。

一人親方特別加入月数別保険料

単位:円

保険料率:18/1000 (2018年4月1日現在)

給付基礎日額	加入月数(加入月)												給付基礎日額
	年 額	11カ月	10カ月	9カ月	8カ月	7カ月	6カ月	5カ月	4カ月	3カ月	2カ月	1カ月	
	(4月)	(5月)	(6月)	(7月)	(8月)	(9月)	(10月)	(11月)	(12月)	(1月)	(2月)	(3月)	
25,000円	164,250	150,552	136,872	123,174	109,494	95,796	82,116	68,436	54,738	41,058	27,360	13,680	25,000円
(算定基礎額)	9,125,000	8,364,587	7,604,170	6,843,753	6,083,336	5,322,919	4,562,502	3,802,085	3,041,668	2,281,251	1,520,834	760,417	(算定基礎額)
24,000円	157,680	144,540	131,400	118,260	105,120	91,980	78,840	65,700	52,560	39,420	26,280	13,140	24,000円
(算定基礎額)	8,760,000	8,030,000	7,300,000	6,570,000	5,840,000	5,110,000	4,380,000	3,650,000	2,920,000	2,190,000	1,460,000	730,000	(算定基礎額)
22,000円	144,540	132,480	120,438	108,396	96,354	84,312	72,270	60,210	48,168	36,126	24,084	12,042	22,000円
(算定基礎額)	8,030,000	7,360,837	6,691,670	6,022,503	5,353,336	4,684,169	4,015,002	3,345,835	2,676,668	2,007,501	1,338,334	669,167	(算定基礎額)
20,000円	131,400	120,438	109,494	98,550	87,588	76,644	65,700	54,738	43,794	32,850	21,888	10,944	20,000円
(算定基礎額)	7,300,000	6,691,674	6,083,340	5,475,006	4,866,672	4,258,338	3,650,004	3,041,670	2,433,336	1,825,002	1,216,668	608,334	(算定基礎額)
18,000円	118,260	108,396	98,550	88,686	78,840	68,976	59,130	49,266	39,420	29,556	19,710	9,846	18,000円
(算定基礎額)	6,570,000	6,022,500	5,475,000	4,927,500	4,380,000	3,832,500	3,285,000	2,737,500	2,190,000	1,642,500	1,095,000	547,500	(算定基礎額)
16,000円	105,120	96,354	87,588	78,840	70,074	61,308	52,560	43,794	35,028	26,280	17,514	8,748	16,000円
(算定基礎額)	5,840,000	5,353,337	4,866,670	4,380,003	3,893,336	3,406,669	2,920,002	2,433,335	1,946,668	1,460,001	973,334	486,667	(算定基礎額)
14,000円	91,980	84,312	76,644	68,976	61,308	53,640	45,990	38,322	30,654	22,986	15,318	7,650	14,000円
(算定基礎額)	5,110,000	4,684,174	4,258,340	3,832,506	3,406,672	2,980,838	2,555,004	2,129,170	1,703,336	1,277,502	851,668	425,834	(算定基礎額)
12,000円	78,840	72,270	65,700	59,130	52,560	45,990	39,420	32,850	26,280	19,710	13,140	6,570	1,2000円
(算定基礎額)	4,380,000	4,015,000	3,650,000	3,285,000	2,920,000	2,555,000	2,190,000	1,825,000	1,460,000	1,095,000	730,000	365,000	(算定基礎額)
10,000円	65,700	60,210	54,738	49,266	43,794	38,322	32,850	27,360	21,888	16,416	10,944	5,472	10,000円
(算定基礎額)	3,650,000	3,345,837	3,041,670	2,737,503	2,433,336	2,129,169	1,825,002	1,520,835	1,216,668	912,501	608,334	304,167	(算定基礎額)
9,000円	59,130	54,198	49,266	44,334	39,420	34,488	29,556	24,624	19,710	14,778	9,846	4,914	9,000円
(算定基礎額)	3,285,000	3,011,250	2,737,500	2,463,750	2,190,000	1,916,250	1,642,500	1,368,750	1,095,000	821,250	547,500	273,750	(算定基礎額)
8,000円	52,560	48,168	43,794	39,420	35,028	30,654	26,280	21,888	17,514	13,140	8,748	4,374	8,000円
(算定基礎額)	2,920,000	2,676,674	2,433,340	2,190,006	1,946,672	1,703,338	1,460,004	1,216,670	973,336	730,002	486,668	243,334	(算定基礎額)
7,000円	45,990	42,156	38,322	34,488	30,654	26,820	22,986	19,152	15,318	11,484	7,650	3,816	7,000円
(算定基礎額)	2,555,000	2,342,087	2,129,170	1,916,253	1,703,336	1,490,419	1,277,502	1,064,585	851,668	638,751	425,834	212,917	(算定基礎額)
6,000円	39,420	36,126	32,850	29,556	26,280	22,986	19,710	16,416	13,140	9,846	6,570	3,276	6,000円
(算定基礎額)	2,190,000	2,007,500	1,825,000	1,642,500	1,460,000	1,277,500	1,095,000	912,500	730,000	547,500	365,000	182,500	(算定基礎額)
5,000円	32,850	30,096	27,360	24,624	21,888	19,152	16,416	13,680	10,944	8,208	5,472	2,736	5,000円
(算定基礎額)	1,825,000	1,672,924	1,520,840	1,368,756	1,216,672	1,064,588	912,504	760,420	608,336	456,252	304,168	152,084	(算定基礎額)
4,000円	26,280	24,084	21,888	19,710	17,514	15,318	13,140	10,944	8,748	6,570	4,374	2,178	4,000円
(算定基礎額)	1,460,000	1,338,337	1,216,670	1,095,003	973,336	851,669	730,002	608,335	486,668	365,001	243,334	121,667	(算定基礎額)
3,500円	22,986	21,078	19,152	17,244	15,318	13,410	11,484	9,576	7,650	5,742	3,816	1,908	3,500円
(算定基礎額)	1,277,500	1,171,049	1,064,590	958,131	851,672	745,213	638,754	532,295	425,836	319,377	212,918	106,459	(算定基礎額)
会 費	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	会 費

(注意) ※特別加入保険料は、上記の「算定基礎額」の千円未満を切り捨てた額に、18/1000を乗じた額となります。

※加入月数は、月単位で1日でもあれば1カ月となります。

【費用の計算例】

給付基礎日額 7,000円 承認された日が9月10日の場合(加入月数は7ケ月)

特別加入保険料 1,490,419円(1,490千円) × 18/1000 = 26,820円 (上記一覧表の上段の金額が保険料となります。)

年会費 月額1,000円 × 7ケ月 = 7,000円

合 計 33,820円

一人親方の労働保険料等の納入方法が変更されました。

大阪ＳＲ一人親方建設部会では、建設事業に携わっている一人親方を対象とした労災保険の特別加入を取り扱っていますが、労働保険料及び会費の納入方法は、平成２５年度から銀行振込み方式からコンビニ振込み方式に変更されます。コンビニでは、２４時間いつでも利用でき、振込手数料も同部会が負担することになりますので、つぎのことにご留意の上お取扱いをお願いします。

１　新規加入する場合は、担当社労士を通じて関係書類と労働保険料等を全額持参していただき手続きすることが基本となりますが、後日コンビニから振込みされる場合は、入金を確認した後に大阪労働局に申請手続きを行いますので、特別加入の承認日が遅れることがあります。できるだけ現金を持参されるようお願いします。

２　年度更新時の継続加入の場合は、２月初旬に「特別加入給付基礎日額報告書」を、担当社労士を通じて送付しますので、２月中に提出して下さい。提出された報告書を元に「保険料納入通知書」を送付しますので、指定された支払期日までにお支払いください。

３　コンビニから入金されますと、入金速報は翌日に、確定速報は５営業日にはインターネットを通じて当部会が確認できます。当部会では入金を確認した後に「労災保険特別加入者証」を発行しますが、発行まで時間がかかることがありますので、正式な「労災保険特別加入者証」が届くまでの間、「保険料納入通知書」にコンビニの受領印が押印された「払込受領証」を添付して会社に提示すれば、「仮の労災保険特別加入者証」としてご利用できます。

４　「保険料納入通知書」の下欄に支払期日が明記されていますが、特に新規加入時の支払期日は、手続きされた日の１０日以内の日を指定していますので、できるだけ早くお支払いください。

入金が遅れますと大阪労働局の承認が遅れ、承認される前の労災事故については補償されません。また、年度更新時の継続加入を含めて支払期日を経過したものは、コンビニではご利用できません。再発行いたしますので担当社労士を通じて当部会にご連絡ください。その際には、「お知らせ欄」に記入されている担当社労士名の次に書かれている番号（８ケタ）とお名前をご連絡ください。

５　「保険料納入通知書」は、一人親方一人一人に発行されますので、裏面に記載されているお近くのコンビニから入金してください。

振込手数料は、当部会が負担しますが、代表の方（会社等）が取りまとめて銀行から振込まれる場合は、振込手数料はご負担をお願いします。

６　当部会では、加入手続きや労災事故の場合の手続きについては、「労災保険特別加入者証」「保険料納入通知書」に記載されている担当社労士が行いますので、何かありましたらご連絡ください。

見　本

〒544-0015
大阪市生野区生野東１－１－１

大阪　太郎 様

大阪ＳＲ一人親方建設部会

〒530-0043
大阪府
大阪市北区天満２－１－３０
大阪府社会保険労務士会館２階

06-4800-8231

保険料納入通知書

下記の通りご請求申し上げます。

大阪SR一人親方建設部会にご加入いただきましてありがとうございます。平成25年度労災保険特別加入に係る保険料等について請求いたしますので、支払期日までにお支払いください。　なお、当部会の労災保険番号は「27104937858-001」です。入金を確認後には、正式な「労災保険特別加入者証」を発行しますので、それまではこの納入通知書に受領印が押印されている下記の「払込受領証」を添えて会社に提示してください。

ご請求年月	2013年03月
ご利用年月	
ご請求金額	69,779円
(内消費税)	0円
お支払期限	2013年03月20日
請求番号	12040112781108110

お知らせ
会費等は、消費税の計算における課税仕入れには該当しません。
労災保険事故に係る手続きは、次の担当社労士にご連絡ください。　06-6000-1234 伝馬　二郎 0112 7811

担当社労士名・電話

コンビニエンス本部提出用

金額　万 千 百 十 円　６９７７９

受取人　大阪ＳＲ一人親方建設部会

払込人氏名　大阪　太郎 様

(91)908177-006321204011278110811 0
130320-1-069779-3

12040112781108110

りそな決済サービス株式会社

支払期日　2013年03月20日

支払期日

切り取らないでコンビニエンスストアにお出しください。

店　舗　控

大阪ＳＲ一人親方建設部会

金額　万 千 百 十 円　６９７７９

払込人氏名　大阪　太郎 様

備考

支付日附印

払込受領証

大阪　太郎 様

12040112781108110

69,779

切り取らないでコンビニエンスストアにお出しください。